

水田地帯における生物多様性の保全をめぐる情勢 Recent Situation of Biodiversity Conservation in Rice Paddy Field Areas

皆川明子

MINAGAWA Akiko

1. はじめに

令和3年5月「みどりの食料システム戦略」の策定や、令和5年3月の第6次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」の閣議決定および「農林水産省生物多様性戦略」の改定、令和6年5月「食料・農業・農村基本法」の改正に伴い、農業や農村の現場では環境負荷の低減や生物多様性の保全に向けた機運が高まっている。農水省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対し、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を義務化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」(みどりチェック)を導入することとなった。したがって、農村地域において、多面的機能の維持に大きく貢献していると考えられる「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」においても、全ての活動組織が環境への負荷が生じることのないよう意識して活動を実施することが必須となる。

こうした社会情勢の変化もあり、応用生態工学会テキスト「水田環境の保全と再生」の中で事例として挙げられた地区の中には、執筆段階以降に新たな生物多様性保全の取組が行われた地区がある。本発表では、農村地域における生物多様性の保全をめぐる情勢を整理するとともに、これからの保全活動の参考になるよう、事例地区における保全の枠組みとその課題について紹介する。

2. 新たな保全地域の指定

東京都は都内に残された貴重な自然環境を守るため「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然環境を「保全地域」に指定している。2050年までに1000haを指定することを目標としており、令和7年2月末現在で50地域、約760haが指定されている。このうち、「雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生息する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域」は「里山保全地域」とされている。

平成26年3月末時点で4地域が里山保全地域に指定されていたが、令和7年3月、約10年ぶりに51番目の保全地域(5番目の里山保全地域)として「矢川おんだし里山保全地域」が指定された。「矢川おんだし」は、立川崖線および青柳崖線からの湧水を水源とする2つの小河川が農業水路である府中用水に合流する場所で、保全地域には崖線林、周辺の水田が含まれている。「矢川おんだし」に流入する湧水の水路および元水田は、土地区画整理事業時に「ママ下湧水公園」として整備され、生物のモニタリングも実施されており(西田・皆川、2024)、今回の指定によって水源から合流部までが途切れなく保全されることとなった。当地域の水田はいわゆる都市農地であるため、相続発生時に宅地化されるリスクに常に晒されていたが、東京都が示した当地域の保全計画の概要において、

所属:滋賀県立大学 The University of Shiga Prefecture

キーワード:里山保全地域、クロスコンプライアンス、多面的機能支払交付金制度、自然共生サイト

水田雑草群落については「基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。将来的に耕作しなくなった場合にも、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れを行うなど、攪乱依存型の水生生物の生息・生育環境の保全を図る」と明記され、将来にわたり水田らしい環境が保全されることが保証された(東京都、2025)。

3. 「魚のゆりかご水田プロジェクト」の継続と課題

滋賀県で平成 13 年度からパイロット的に始められた「魚のゆりかご水田プロジェクト」は開始から 23 年が経過した。令和 5 年度現在の取組面積は 133ha、取組地域数は 18 となっている(滋賀県農村振興課、2024)。経年的には取組面積が横ばい傾向、「魚のゆりかご水田米」としての認証面積が増加傾向である一方、取組地域数は減少している。新たに取組始める地区がある一方で、取組を中止する地区も出てきており、その要因分析と対応策の検討が必要である。県職員等への聞き取りを通じ、地域の農家数の減少・高齢化、子どもの減少に伴い、活動を継続することが困難になっている状況が伺える。また、「魚のゆりかご水田米」は「滋賀県環境こだわり農産物」の栽培基準とのクロスコンプライアンスによる認証制度となっており、使用可能な農薬の制限、JA ごとに指定される肥料の価格などを理由に、大規模な担い手や法人の経営判断により取組を辞めるケースがあることも聞き取りから明らかになった。

一方で、地域の取組を支援し、伴走してくれる県職員、JA 職員等の存在も活動の継続に寄与していることが伺われた。そこで、既設の魚道が老朽化し機能低下していた地区に、水産振興協会の仲立ちで大学・高専が新型魚道を設置する取組を令和 6 年度末より開始した。

4. 新たな「自然共生サイト」認定制度

30by30目標の実現に向け、令和 5 年度より環境省による「自然共生サイト」(既存の保護地域と重複しない場所はOECEMに登録)の認定が行われてきたが、令和 7 年 4 月より、「地域生物多様性増進法」が施行され、新法に基づき、良好な自然環境を維持するサイトに加え、自然環境の回復や新たな創出を目指す活動についても範囲を特定して「自然共生サイト」として認定することとなった。また、新制度では、全てのサイトが環境省・国交省・農水省の 3 省によって認定される。

「自然共生サイト」として認定される根拠となる(生物多様性増進活動により増進を図る生物多様性の)価値には、「価値③里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値」「価値④生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値」など、農村地域において想定される価値が含まれている。すでに良好な自然環境が存在する里地里山において展開される維持管理活動に加え、土地改良事業実施時に新たに創出される生態系配慮施設を地域の共同活動により維持管理する取組なども、要件を満たすものであれば対象となる可能性があるかもしれない。

引用文献 西田一也・皆川明子(2024)東京都多摩地域の未整備水田地帯における湿地造成による魚類保全、田和・永山編著「水田環境の保全と再生」、技報堂出版、194-205.;東京都(2025)東京都公報、第 18272 号、1-3.;滋賀県農村振興課(2024)どこで「魚のゆりかご水田」に取り組んでいるの?、<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18533.html>(2025 年 4 月 23 日閲覧)